

研究ノート

近世日蓮教団に関する二題

坂輪 宣政

はじめに

本稿では近世の教団についての考察の一環として、岡山藩の藩内記録文書である池田家文庫から二件の文書を取りあげ、それぞれについて考察を行った。いずれも背景まで考察が及ばず今後の検討の必要な内容となったが、興味深い内容であろうかと思われる。

一 鷹ヶ峰善栄の日雅遺物仏具受け取りについて

元禄十六年（一七〇三）に京都鷹ヶ峰檀林所化の善栄が師匠日雅の遺品の仏具を預けていた者から受け取りたいと藩に訴えた事件の一件書類がある¹。日雅は不受不施の僧であった。その法難による寺退去前後の様子がうかがえる。また善栄の訴訟の経過をみると、宗門請状が身元証明として用いられた具体例であり、またその手続きが示される内容である。ここでは藩の手続きを中心に示してゆく。

元禄十六年六月二十五日に岡山藩の寺社奉行所へ「京都鷹ヶ峰檀林所化 春雄院日雅弟子 善栄」から「津高郡山崎

「村吉兵衛」に対する「靈宝出入」の訴えがなされた。

拙僧師範春雄院日雅先年備中高松領居住仕居被申候、日雅二十年以前貞享元年子十月果被申候二付、弟子とも相談の上にて山崎村兵衛父庄左衛門に日雅靈宝別紙目録預手形則判形致預置申候、其後弟子共ちりぢりに罷成、就中拙僧義は京都鷹峯檀林二学問仕居申候所、病氣に付去冬罷下、今程は大方致本復候故、右之靈宝請取可申と奉存、当月六日山崎村庄左衛門方へ見廻参候て、様子相尋候へば庄左衛門相果子左平次も相果、今程は左平次後家幼少成子を立、別家仕居申候、左平次兄善兵衛方へ参候て致対面、右之靈宝の様子相尋申候へば、善兵衛手前には有之候由申候故、靈宝拝見仕申候、然所に靈宝入置申候前預置申と時分とは相違仕、錠まへも金具等も無之、繩からげ仕有之候、之内を見申候へば散失仕候物も御座候に付、弥急に請取申覚悟にて、善兵衛に其通申達候得は、善兵衛申候は、勝手次第致候へば相渡可申由、善兵衛申候故、同八日に請取に参候へは、如何様之首尾哉、六日之約束転じ候て相渡不申候故、尾上村藤迄、右之首尾相断申候、同十五日に岡山栄町切付屋市左衛門と申者、拙僧方へ参候て申候は内証にて相渡させ可申由にて、扱申候故、同十六日に山崎村へ請取に参申候、然所に夜ノ五ツ時分迄善兵衛方に居申候へ共、右の扱入市左衛門出合不申候二付、其時拙僧申候は扱にて埒明申上は市左衛門出合不申候共、御渡有間舗哉、又は今夕靈宝相改置、明日者拙僧無参候共、名代差越市出合次第請取可申と申達候へ共、右両義とも合点不仕候、其内に善兵衛一名主兄弟共に其座へ罷出、其外大勢出合候て、散々に悪口仕、喧嘩ケ間敷仕懸にて、所詮靈宝内証にては渡不申首尾相極申候に付、漸々其座之首尾を繕、九ツ過罷帰申候、翌十七日に又藤方へ参候て前之夜之首尾、相断申候へ共、弥相渡申首尾無御座候故、無是非以書付申上候、御了簡被成相渡申様被仰付可被下候者、忝可奉存候、以上

春雄院日雅弟子

元禄十六年未六月二十五日

寺社御奉行所

善栄

書判

春雄院日雅は不受不施の僧であった。幕府の弾圧によって不受不施が禁制とされ寺を出た後、清僧として不受不施の信仰を続けていた。松寿庵・妙泉寺の開基であった。天和二年（一六八二）には本尊に内信者を列名したことがあり、それが一つの原因になって日指派と津寺派の対立へとつながった³こともある。退寺した後は備中高松（旗本花房家領）に居住していたが貞享元（一六八四）年十月六日⁴に遷化した。訴状によると所持していた靈宝は津高郡山崎村の者に預けて弟子はちりぢりになったとある。貞享元年は当時の藩主池田光政の行った神道請政策の最中であり、津高郡は不受不施をはじめとする日蓮宗寺院弾圧のもつとも激しかったところでもある。日雅はその中でこの地域にも信徒を有していたのであろう。そしてこの文書によれば四人の弟子をもっていたことになる。

その後、善栄は京都鷹峯檀林に赴いて修学していた。師匠は京都西ノ京の妙顕寺末の大円寺日静であった。受派の僧となったということであろう。だが、病を得て帰国し本復したので山崎村庄左衛門を訪れ庄左衛門の孫に会って靈宝の確認をしたところ、粗末な扱いをうけていて散逸した物もあったので、このままにしてはおけないと返還を申し出たとしている。

善栄が弟子たちの中で師匠の遺物を受け取る特別な資格があるのかは示されていない。師匠の遷化した後に弟子たちが散り散りになったというのは、後述するように日雅が不受不施の信仰をもっていてこの時は寺をもっていなかった上、それぞれが別の行動をとったからでもあるであろう。

日雅の所存として文中には以下のようにある。

日雅根元之願意ハ不受不施宗門承御赦免節は大覚山一明寺と一寺建立其寺之永代奉備靈宝、自身為開基法命今相
統宗儀繁榮之所願也

日雅は不受不施の信仰をもっており、不受不施が公許されたならば一寺を建立することが悲願であった。弟子達は「不受之法義蒙御赦免」まで待つて誰かが日雅の願をかなえようと相談して遺物を預け各地へ散ったのだった。しかし、不受不施はついに公許されることはなかったのであり、日雅の遺物はそのまま預けられていた。

山崎村の庄左衛門であるが、靈宝を預けられたということは以前は深い信仰をもち中心的な信徒であったのである。しかし粗末にしていたとは代を重ねて変化があったものであろうか。あるいは善栄が意図的にそう表現しているだけかもしれない。

善栄は靈宝を受け取るつもりで出かけたところ、仲介人の切付屋市右衛門が現れず、善兵衛の親族や名主らが出てきて口論となりはたせなかった。善栄が受派となったせいかもしれない。そのため藩社奉行所へ訴え出たわけである。善栄は自分に理があると考えていた。不受不施は禁制の宗門であり、日雅は高名な不受不施僧である。しかも日雅がいずれ不受不施の寺院を再興することを願っていたとまで、藩に申し立てている。この点はやや不思議にも感じられるが、善栄自身は不受不施でなく受派の僧になっていたので問題がなかったであろうか。

なお、切付屋市右衛門は後に示すように靈宝を預けた際に証人として連署したうちの存命者であった。また「金川妙覚寺文書」によって不受不施の講の成員であった⁵ことがわかる。

この時善栄が書き出した日雅の遺物は以下のようなものであった。そして貞享二年（一六八五）三月六日に作成された預け状は庄左衛門と五人から「御弟子衆中」へ宛てたものであった。庄左衛門は「右書付之通品々慥ニ当巳ノ歳より来ル卯ノ歳迄 私方に預置候所、実正明白也、其内にも各御評判次第早刻弟子中衆中へ相渡可申候、以て奥書

如件」と誓っている。庄左衛門のほか逢沢清九郎・石川宗次郎・景山五郎兵衛・中川市右衛門・隠伎藤四郎の五人が連判をしている。遺物の内容は預け状によれば、先師の本尊が四幅、大覚消息が一幅、本寿院日船の消息が一幅、仏舍利三粒、七条袈裟・五条袈裟・打敷大小四であった。ほかに以下のような尊像や什物も追加されている。

日船⁶は岡山蓮昌寺住職から寛永七（一六三〇）年春に京都妙覚寺貫首に晋んだ。後、不受不施禁制に際して同年六月三十日に僧衆三十余人とともに妙覚寺を出た。万治元年（一六五八）に美作国福渡妙福寺で六六歳にて寂した。

目録

- 一、両尊 一、四菩薩
- 一、文殊普賢 一、三大聖人
- 一、鬼子母神 一、五道天
- 一、三光 一、番神絵像
- 一、三社 一、大黒
- 一、御経三部内巻部 文段経
- 一、御経机二内巻机朱机
- 一、打鳴し 一、磬
- 一、三ツ具足

右之外細々の内は不記之

貞享二年巳三月六日

右者山崎村兒子庄左衛門殿に預置者也

寺社奉行門田市郎兵衛は、善栄に対し、「御手前義師匠春雄院日雅所持之什物共、日雅遷化以後、以後相弟子四人として当国在方に預被置候ニ付、此度請取度旨右預り候者共へ被申候得共、埒明不申此方へ御断之段、承届候」と遺物は相弟子四人で預けたものであり、それを今度受け取りたいという趣旨は了解したうえで、「去秋之比迄京都鷹峯檀林に勤被居候由、被申聞候へ共、其分斗にては後証も無之ニ付、右之者共に什物相渡候様にも難申付候」と善栄本人であるという確証がなければならぬと話した。

そこで「鷹峯檀林役人中」から善栄の「宗門慥成僧侶之証文」を出してもらうことを決定した。藩から鷹峯へ人を遣わして「右証文之判元見届」を行い、確認がとれたならば寺社奉行所から「其上にて当地役人どもへ申渡、各々什物相渡候様可申合候」と遺物を渡すことができるとした。

この手続きのために門田は用老の指示を仰いだ上で、門田から京都留守居の蟹江善助へ七月十二日付の書状を送った。

一、京都鷹峯檀林に去秋迄所化相勤罷有候由にて、善栄と申出家一人願有之爰元へ罷越候、此僧宗門慥成段、難承届候に付、此度檀林所立候、於家中へ宗旨請合之証文取二遣、判元見届兩人被 仰付遣申候間、其元よりも檀林所へ人を被相添判元慥見届候様に可被成候、尤此方よりも別紙案文調遣も候間、御読候て御調査せ可被成候、判元見届、貴様迄候はば此者共に奥書其元にて御申付証文御請取、私方へ早々可被下候、飛脚は直に江戸へ参候筈ニ御座候間、其元之埒相済次第此者共は早々江戸へ御通可被成候、右之通貴様へ申入候様にと左衛門殿御指図ニ付如此御座候、恐惶謹言

門田市郎兵衛

七月十二日

蟹江善助様

門田が証文の雛形として示したのは以下のようなものであった。

宗旨証文之事

一、此善栄と申僧去年何月迄鷹峯檀林所化相勤罷有、慥成僧に御座候、尤此僧宗旨日蓮宗ニ紛無之、御法法度之切支丹并不受不施又ハ悲田宗門にても無御座候、宗門之儀ニ付、難舗申者有之候はは拙僧罷出埒明可申候、為後日如件

京都鷹峯檀林

頭立候出家ノ判形

一人にても二人にても

年号月日

松平伊予守様京都御留守居

蟹江善助殿へ

右鷹峯檀林所化、私共参何と申僧之直判慥に見届申所相違無御座候、以上

見届人ノ判形

藩としては善栄がたしかに本人であり受け取る権利を持った者であることを確認⁷する必要がある。そのため面倒ではあるが京都へ人を派遣して、このような証文を取得することとなった。

蟹江から「此度、檀林所頭立候出家中へ宗旨請合之証文取に被遣、判元見届御飛脚兩人被 仰付御登せ候間、手前よりも檀林所へ人を差添、判元儘に見届候様に可仕之旨、御別紙御案文請取一読仕候」と七月二十八日付で返書があった。京都留守居からの案文の連絡に対し、鷹峯から返事が来た。

鷹峯照寺より此方案文之通、善栄宗門請可被出哉、其段相尋候処、善栄一枚相渡候へば二重に宗門請指出候義は曾て不成由、断被申候、此段は尤に候へは是非とは不被申御事に御座候、然上は善栄罷登、始之宗門手形戻し候上にて取直し申埒より外、成不申儀御座候

と鷹峯檀林では善栄へすでに宗門手形を出しているのに、再度藩へ出せば二重となってしまうため出せないという返答であった。そこで蟹江は善栄を京都へ登らせて善栄の所持している手形を鷹峯へ戻し、再度手形を発行してもらい確認するほかないと判断した。蟹江から門田へ八日付で書状を送った。門田は用老の指示を仰ぎ、判元見届に家老伊木内蔵頭預りの小頭中田九右衛門を派遣し、蟹江からも人を出すこととなった。これが八月十九日付の門田から蟹江への書状であった。

京都で善栄と中田が落ち合つて鷹峯へ赴く前に、藩では善栄の身元調査をしていた。

口上

一、善栄親三郎兵衛、赤坂郡大田村二居申候、只今加兵衛と申候善栄兄治左衛門別家二居申候、弟平兵衛加兵衛与一所二居申候

一、善栄式拾六年以前八歳之時、作州福渡村妙福寺へ預置申候、出家ヲ望申候故、備中善雄院え預ケ被申候、出

家ニ被致候由妙福寺被申候故、子共も多御座候ニ付、其分ニ仕置候、其時分ハ折々親方へ参申候由
 一、十四五年以前、上方へ参候由、十年斗以前ニ上方ヨリ罷下候由ニて親方へ参一夜泊り申候、又上方へ参申候
 其後使も無御座候処、去上方ヨリ親方へ状越申候由、於于今上方ニ居申心得ニて居申候由、右之趣、善栄親
 加兵衛申候、以上

赤坂郡大田村之内下谷名主

吉左衛門 判

八月十一日

ここでは、名主を通じて善栄の身元確認を行っている。藩は遺漏無く事前調査を行っていた。善栄は八歳で寺へ預けられ、住職のすすめに従って僧となっていた。滅多に帰郷しなかつた様子である。

その後、鷹峯では無事に請判を取ることができた。藩では小頭の中田ら二人が確認をしている。

元禄十六年癸未 八月廿八日

時板頭	亮心	判
時上座	是法	判
同	貞朝	判
同	心禅	判

松平伊豫守様京都御留守居

蟹江善助殿へ

右鷹峰檀林所へ私参、右之連判慥見届申
相違無御座候、以上

伊木内蔵頭小頭

中田九左衛門 判

結局受け取ったのはこのような書面の請判であった。善栄は領内へ戻り、門田に報告を行った。その結果本人であることは間違いないとされ、善栄へ遺物を引き渡すように仰せ渡しがあつた。藩で調べた結果、先に署名した五人のうち、切付屋市右衛門に立ち会いを命じた。山崎村の名主や、管轄の肝煎も立ち会つた上で、善栄は遺物を受領した。善栄から門田へ提出した受け取り証文は以下のものである。

右之品々春雄院日雅所持仕居被申候所、日雅致果候砌、山崎村庄右衛門手前へ預り置申候、拙僧義、日雅弟子にて請取申筋目勿論之儀ニテ御座候故、此度御改申上、慥請取申候、自今以後於此儀拙僧義ハ不申及、其外何者ニ不寄違乱申者無御座候、乍去若干一理不尽成者有之候て及異儀候ハバ、何時ニても拙僧方ヨリ埒明申候て毛頭も衆中之御役介仕申間敷候、仍て為後証一札如件

京都鷹峰檀林所化

善栄

元禄十六年未九月十五日

寺社御奉行

門田市郎兵衛殿

そして遺物として受け取り証文に書き上げられたのは以下のものであった。

師匠春雄院日雅住物之事

- 一、大覚聖人 御本尊 壹幅
- 一、御消息 壹幅
- 一、日典聖人 御本尊 壹幅
- 一、日梁聖人 御祈禱経 壹卷 但袋入
- 一、日奥聖人 御本尊 壹幅
- 一、日船聖人 御本尊 壹幅
- 一、日船聖人 御本尊 三幅 ヲ以三幅一対也
- 一、日魏聖人 御本尊 壹幅
- 一、日述聖人 御本尊 壹幅
- 一、日梁聖人 御本尊 壹幅
- 一、日典聖人 御状 壹通
- 一、釈尊御舍利 三粒
- 一、七条ノ袈裟 壹帖

- 一、五条ノ袈裟 壺帖
- 一、脇詰ノ袈裟 壺帖
- 一、打敷 壺ッ
- 一、柄香炉 壺ッ
- 一、花頭 壺ッ
- 一、科住(註)箱 壺ッ
- 一、半しようぞくノ数珠 一連
- 一、鍾鬼(魘)ノ懸絵 壺幅 但箱入
- 一、御経 二部 但机共
- 一、諸聖人方ノ御状 八通
- 一、押絵 三枚
- 一、過去帳 壺冊
- 一、三十番神ノ御額 壺幅
- 一、祖師ノ御額 壺幅
- 一、祢はんノ絵図 壺幅
- 一、聖徳太子得失鏡 壺幅
- 一、歎徳経 壺ッ
- 一、ひあふき(檜扇) 式本
- 一、茶碗 式ッ 但箱入

- | | | |
|-------------|------|-----|
| 一、茶入 | 四ツ | 但箱入 |
| 一、はた | 四流 | |
| 一、前机 | 一脚 | |
| 一、大香炉 | 壺ツ | |
| 一、りん | 壺ツ | |
| 一、三ツ具足 | 一通 | |
| 一、三大聖人 | | |
| 一、三光 | 但厨子入 | |
| 一、四菩薩 | | |
| 一、文殊菩薩 | | |
| 一、鬼子母神 | | |
| 一、五道天 | | |
| 一、日船聖人ノ御いはい | 但厨子入 | |

貞享二年の預り証文とは微妙に相違し、兩尊、三社、大黒はみられない。

建物さえあればこのまま寺院となりそうなほどである。おそらく日雅は寺が藩によって破却された際に、寺の什物一切を持ち退寺したのであろう。当時の藩内には建物だけになってしまった廃寺がたくさんあったとされるが、日雅のようにすべて持ち出した人々の存在があつたからでもある。宮崎英修氏は不受不施の僧の出寺について名古屋本住寺の事例から「彼の不受不施の僧、出寺の節什物残りなく取出して」いったことを示している。日雅の場合も同様

であったのであろう。

このような什物は、ときには預けられた信徒によって転用されて、不受不施の地下信仰で用いられることになる場合もあったのかもしれない。この例ではもともと不受不施の信仰をもっていた僧の遺物であるのであるから、そのような可能性も十分にあったと思われる。日雅は寺を再興することを望んでいたが、それはならなかった。弟子の善栄のその後は不明である。

また藩が宗門手形を用いて僧の身元確認を行った様子も具体的に示される内容であった。檀林まで見届け人を送るなど大変嚴重にしていた様子がわかる。藩では並行して名主を通しての身元調査まで行っていた。また、檀林では本人に一枚出したので、藩に再発行することはできないと明確に返答していた。宗旨手形が本人にしか出せない身分証明書として機能していたことの一例であらう。

なお善栄が藩への申状の中で、師匠が不受不施を信仰していて再興を願っていたことをそのまま述べているが、藩はそれを咎めた様子はない。世俗権力として信仰面に踏み込まなかったともいえよう。善栄自身はすでに受派の僧となっているからであらうか。あるいは藩は仏具などは単なる物品として、かって不受不施で用いたものでも構わずかえって好都合と判断したからかもしれない。

二 本山妙覚寺貫首と岡山藩主との儀礼について

京都妙覚寺から貫首が西国末寺への巡錫の為に下向して岡山藩内に逗留した際の貫首と藩主の間の儀礼的關係が述べられている諸記録が岡山藩の池田家文庫に数点ある。ここでは、三件の藩内文書を引用してその様子を見てゆく。

貫首の下向については常に記録があったわけではなく、藩でも以前の対応が不明となっていたこともある。ほかの

宗派の本山の藩への下向の記録はあまりないので比較は難しい。時宗の遊行上人の記録は二十回あり圭室文雄¹⁰氏がまとめている（うち九回は記録がない）。

貫首一行は備前では城下の末寺を宿所としていた。巡錫の前には触頭蓮昌寺から藩寺社奉行所へ申し入れがあった。到着から出立（四国への船出）まで同様であり、その間に貫首と藩主の間で儀礼があった。貫首は西国へ下向する際に藩主と対面するのが先例であり、そういった儀礼関係は重要視されていた。使者を出すかどうか、料理の品数や贈答品についてもその都度藩内で検討がなされていた。

①享保年間 三十七世修定院日宥

京都妙覚寺日宥上人蓮昌寺江參候付 御目見被 仰付候事

蓮昌寺え京都妙覚寺昨夜到来、出家三人役者壱人若党壱人下人式人召連、被參候付、来月中旬迄逗留仕度由、蓮昌寺願上口上書之趣、直右衛門殿江申達候、願之通勝手次第と被仰候間、此旨御申聞可被成候、以上

九月十四日

書判

長谷川九郎大夫様 丹羽甚大夫様

被仰下候趣、明二日六ツ半比に妙覚寺登 城仕、御目見江御請可被候義被為 仰出、則御料理可被為下候旨、早速妙覚寺江申聞候へ者、難有御儀ニ奉存候、此段宜奉頼上候、随て拙僧気分勝不申候故、同道仕候義難成御座候、妙覚寺壱人可奉登候間、其通に思召可被下候、以上

十月朔日

日宥 書判

切封 長谷川九郎大夫様 蓮昌寺

紗綾三卷被遣

妙覚寺江御使者山脇九之丞、未ノ十月八日紗綾三卷被遣、蓮昌寺住持不快に居申に付挨拶旁ニ先達て寺社奉行參居茂候様ニ御年寄中被申聞、長谷川九郎大夫罷出候之

口上

先刻者御使者殊ニ御目錄之通被懸御意不淺忝次第奉存候、御礼旁以使僧申上候、御席之刻可然被達 御聞可被下候、以上

十月八日

妙覚寺使僧

菅能院

先日者御懇書忝儀ニ致拝見候次第ニ寒氣ニ罷来候得共、勇体益御堅固之旨承仕候、拙僧儀諸用相仕、今朝罷立候、御席之刻宜被 仰上可被下候、以上

十月十四日

妙覚寺

長谷川九郎大夫

口上

妙覚寺今朝被致出船候間、為御断如此御座候、以上

蓮昌寺

享保十二年未十月十四日 印判

長谷川九郎大夫殿

右妙覚寺口上書并蓮昌寺口上書共、同十五日達

御耳

②享和元年（一八〇一） 四十八世貞具院日遷

京都本寺妙覚寺蓮昌寺江來御使者御料理等

被下候一件

先達て奉願候本寺妙覚寺義、來月上旬着可仕候段、申越候、就右前々之通不相替御会釈被成下候様奉願候、尤十八年已然下向仕候節之義者、当寺之留ニ委く相見へ不申候ニ付、享保年中之留妙勝寺ニ御座候間、写奉入御覽候、何分宜敷奉願候、以上

二月

蓮昌寺

山瀬治部左衛門様

妙覚寺古記之写

一、享保十二未年九月十三日本山妙覚寺蓮昌寺江參着

一、逗留願三十日

殿様御目見并説法願日差出申候

一、十月七日登 御城二汁七菜御料理被下御年寄中

御小仕置中為御挨拶御出御膳引後 御目見

指上物（※注 扇子・砂糖漬け・焼き物など）

この時は藩で前回の対応を把握できず、蓮昌寺を通じて妙覚寺の記録を確認していた。但し前回は享保十二年になると、妙覚寺歴代譜と①の事例の日宥と貫首が異なることとなる。ここではしばらくおくとする。藩が気にしたのは料理などの儀礼の具体的な部分であり、結局先例通りに二汁七菜という本膳の標準二汁五菜よりは上格と決定された。圭室氏の遊行上人の例では二汁五菜で随行の僧が不満をもちた場合もあった。その後妙覚寺貫首は「出家四人、若党三人下男四人都合拾貳人にて」と寺侍などを従えて蓮昌寺へ到着した。「其中当月十一日ヨリ十七日迄、月十日より十三日迄都合日数十日説法為相勤度」とある。「右妙覚寺義、宗門法花宗御法度之切支丹并不施又者悲田宗二ても無御座候、則宗門手形念入取置申候」とここでも嚴重な身元確認があった。「勿論逗留中如何様之義御座候共、拙僧引請少茂御役介掛申問敷候」と蓮昌寺の保証がある。妙覚寺から御機嫌窺いとして「壹束壹本并樂黒茶碗献上」があった。さらに貫首からの指上物があり、藩主からは「紗綾 三卷」が返礼とされた。藩主から答礼として御使役塩川久兵衛が遣わされた。その後、町会所で一行に料理が振る舞われた。

来十五日妙覚寺御会所江罷出候節召連候人数左二書上申候

役僧壹人・役者壹人・若党貳人・徒士三人・下人十九人

右之通御座候、尤道案内として不楽院罷出申候 以上

西三月十一日

蓮昌寺

寺社

御奉行所

それに対し妙覚寺から御礼の口上がなされた。

口上

昨日者御会所御馳走被 仰付殊に家来共迄御叮嚀之御事不浅御次第に奉存候、右為御礼以使僧申上候、御席之御可然被 仰上可被下候 以上

妙覚寺使僧

三月十六日

善妙院

③天保七年（一八三六）

天保七丙申年

京都妙覚寺末寺巡説下向に付蓮昌寺え逗留之事

四月五日

一、蓮昌寺本寺京都妙覚寺此度末寺為巡説下向五月上旬迄蓮昌寺に逗留仕候、右に付別紙之通同寺より申出候先例之通於町会所、御料理等被下指上仕候得共、御受納被成候様可相成候哉之段、寺社奉行より書付相添伺出拙寺え今般法用に付下向仕居申候本寺京都妙覚寺儀兼て御由緒も御座候て

御上え相伺 御機嫌登

城仕且於御会所御料理被下候御先例に御座候間、此度も何卒罷出度段申出候、然る処御時之儀、殊更被為

御参府候儀に御座候得者此度者御会所迄罷出度段申出候、尤先達て当山住職も仕居候間、御法之儀は承知仕居申候得共、拙僧同道仕罷出度奉存候、此段御申上候、宜様被成被下度奉願候、已上

天保七申年三月二十六日

蓮昌寺

波多野弥藏殿

右、御用老え小仕置より申達候処、四月十三日、御先例之通於町会所御料理被下候、指上者之儀ハ御時節柄之儀御受納不被成との御事、且御日限之儀ハ追て伺出候様寺社奉行え小仕置申移

一、同十九日寺社奉行より御料理被下候、日限參候二十九日晦日右両日之内可被下候哉と寺社奉行より伺出相達候処、来二十九日可被下旨御用老被申其段申移候様寺社奉行え小仕置申移、町奉行え宜取斗候様并御使者えも申移

四月二十九日 京都

一 妙覚寺

上下三拾人駕籠

外役僧耆人

午上刻町会所え引受、此度御当地え參着仕候付為伺 御安否罷出申候との御口上森寺善八郎承之

二 汁五菜御料理出、同道蓮昌寺并兵八郎御使

午下刻退座

この時は二汁五菜であつた。先例通りとあるが、この三例のみではないのかもしれない。

五月六日

一、京都妙覚寺先頃蓮昌寺え逗留中御使者被遣候、御先例之処、御在府に付、寺社奉行考申出候様、御用老被申其段小仕置より申移候処、御伺之上御使者被遣候儀に候得者、最早於京都御留守居相勤可然哉に奉存候得共、

此度は差上物御断被成候処、押て指上度御も付申出、其上御旧例に御使者不被遣候義も有之、旁此度ハ最早御使者者不被遣埒ニ可有御座候哉之旨寺社奉行申出

今回は藩主が参勤交代で江戸にいたので登城・対面はなかった。また世上不安定の時節からとして貫首からの指上物を藩が辞退したところ、貫首はそのまま受け入れたこともあって、使者を出すこともなかった。先例には使者を出すことも出さないこともあった、とある。一定していたわけではなく、その都度変更があつて流動的であつたのである。対面の儀礼を通じて僧侶も格付けの体系のなかに位置づけられていた。今後はさらに時代・場所の異なる事例と比較、検討することが必要であらう。

- 1 『池田家文書藩政史料 マイクロ版集成』TPA—〇一六
- 2 高木豊「寛文法難前夜」（影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会 一九五六年）
『日蓮宗不受不施派人名事典』（同派研究所編、二〇〇四年）
- 3 「金川妙覚寺文書」（宮崎英修『禁制不受不施派の研究』平楽寺書店 一九五九年）
- 4 积日学・小山可新校閱「龍華掃苔録」（影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会 一九五六年）
- 5 高木豊「寛文法難前夜」（影山堯雄編『日蓮宗不受不施派の研究』立正大学仏教学会 一九五六年）
- 6 日船については高木氏注²と宮崎氏注³によつた。
- 7 宗旨手形での個人確認については近年では柴田純「近世のパスポート体制—紀州田辺領を中心に—」（『史窓』六一、二〇〇四年）がある。
- 8 宮崎英修『禁制不受不施の研究』（平楽寺書店 一九五九年）
- 9 『蓮昌寺史』（蓮昌寺史編纂委員会編、二〇〇二年）にも翻刻と解説があり享和年間の事例についても藩の文書の別の部分

に要約されたものを翻刻してあるが、今回はふれなかった。

10 圭室文雄「幕藩領主と遊行上人―岡山藩の場合―」(『日本における国家と宗教』下出積与博士還暦記念会編、大蔵出版、一九七八年)

(本稿は現宗研の平成二十四年度研究例会で発表したのちに若干手を加えたものです)